

仕事をしたい

母子家庭のお母さん等へ

事業主のみなさんへ

平成12年度版



- ・ 今まで働いた経験のない方
- ・ 長い間仕事から離れ、家庭にいた方
- ・ より安定した仕事につくために技能・資格等を身につけたいという方など・・・

労働省女性局

リーフレット No. 50

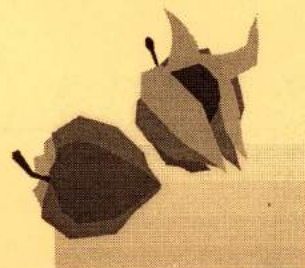
母子家庭の母等や寡婦であって、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している方のために、労働省では、次のような窓口や制度を設けておりますので、ご案内します。

仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

ハローワークでは

●仕事につくために…… **職業相談・職業紹介**

ハローワーク（公共職業安定所）では、専門の職業相談員等が就職についての相談や指導を行い、適性や希望にあった事業所への職業紹介を行っています。



【お問い合わせ 最寄りのハローワーク】

●技術を身につけるために…… **公共職業訓練**

公共職業能力開発施設（職業能力開発校）では、仕事につく前に技能を身につけることが必要な方のために、専門の指導員のもとで、職業訓練を行っています。

科目：OA事務科、介護サービス科、CAD製図科などの科目（科目は地域及び訓練施設により異なります。）

期間：3か月から6か月程度（平日、昼間7～8時間程度が基本です。）

費用：無料 なお、母子家庭の母等になってから3年以内にハローワークに求職の申込みをした方で所得が一定額以下の方が公共職業安定所長の指示により入校した場合、期間中、訓練手当が受けられる場合があります。

【お問い合わせ 最寄りのハローワークまたは職業能力開発校】

●仕事や職場環境になれるために…… **職場適応訓練**

公共職業安定所長の指示により、就職に先立って、仕事や職場環境になれるために、事業所内で訓練を受けることができます。

期間：6か月以内（中小企業は1年以内）

費用：無料 なお、母子家庭の母等になってから3年以内にハローワークに求職の申込みをした方で所得が一定額以下の方が公共職業安定所長の指示により訓練を受けた場合、期間中、訓練手当が受けられる場合があります。

【お問い合わせ 最寄りのハローワーク】

女性就業援助センターでは

●仕事についての相談のために…… **就業相談**

就業についての相談に応じたり、仕事についてのいろいろな情報の提供を行っています。

●短期間で技能を身につけるために…… **技術講習**

就職に当たって有利な資格や技術を身につけるための技術講習を受けることができます。

科目：パソコン、ワープロ、介護・ホームヘルパー、経理事務、販売など（科目は地域により異なっています。）

期間：21日間程度（平日、昼間5時間程度が基本です。）

費用：無料 なお、母子家庭の母等になってから3年以内に受講の申込みをした方で所得が一定額以下の方に対しては、期間中、交通費と受講諸費が支給されます。

※女性就業援助センターは都道府県が設置している施設です。
（ただし、北海道、栃木県、東京都、埼玉県、福井県、長野県、新潟県、三重県、広島県、宮崎県には設置されていません。）

【お問い合わせ 各県の女性就業援助センター】

事業主の方の利用できる窓口や制度

ハローワークでは、母子家庭の母等の求人申込みや就職後の指導について相談に応じています。母子家庭の母等を雇用する場合、次の制度がありますので、ご利用ください。

特定求職者雇用開発助成金

ハローワークの紹介により、母子家庭の母等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。

助成額：雇い入れた労働者1人につき賃金の4分の1（中小企業は3分の1）

期間：1年

職場適応訓練

母子家庭の母等が職場や仕事になれるために、事業主に委託して行っている訓練であり、訓練終了後は、引き続きその訓練を行った事業所に就職してもらうことを期待して行われるものです。

なお、委託を受けた事業主には、訓練生一人24,100円の訓練費が支給されます。

期間：6か月以内（中小企業等は1年以内）

訓練費：月額24,100円（訓練生1人につき）

【お問い合わせ 事業所を管轄するハローワーク】

「母子家庭の母等」とは・・・・・・・・

- ① 20歳未満の子若しくは一定の障害がある状態にある子を扶養している配偶者のない女性
- ② 精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養している女性

をいいます。

なお、配偶者のない女性には、次のような方が含まれます。

- ・ 配偶者と死別した女性で、現に婚姻をしていないもの
- ・ 離婚した女性で、現に婚姻をしていないもの
- ・ 配偶者の生死が明らかでない女性
- ・ 配偶者から遺棄されている女性
- ・ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女性
- ・ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女性
- ・ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女性
- ・ 婚姻によらないで母となった女性で、現に婚姻していないもの

「寡婦」とは・・・・・・・・

配偶者のない女性であって、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

お問い合わせ

〒100-8988
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

労働省女性局女性福祉課
TEL. 03-3593-1211 (代) 内線5647
FAX. 03-3502-2605